

さいたま市パラリンピック強化指定選手奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のスポーツ振興及びスポーツに関する市民意識の醸成を図るとともに、本市のパラリンピック出場を目指す選手の更なる活動の支援を図るため、市内に住所を有する者であって、日本パラリンピック委員会または日本パラリンピック委員会加盟競技団体等から強化指定選手の認定を受けたものに対し、予算の範囲内において、さいたま市パラリンピック強化指定選手奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付申請日において引き続き3か月以上本市に住所を有する者であって、当該年度の4月1日から3月31日（以下、対象年度という。）までの間に日本パラリンピック委員会または日本パラリンピック委員会加盟競技団体等からパラリンピック強化指定選手の認定を受けた者について、申請に基づき奨励金を交付する。ただし、さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、交付対象者1人あたり200,000円とする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、さいたま市パラリンピック強化指定選手奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付の上、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、対象年度内に行わなければならない。ただし、対象年度の最終日が閉庁日（土・日・祝日）にあたる場合は、その直前の開庁日を申請期限とする。

(交付または不交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、さいたま市パラリンピック強化指定選手奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 市長は、前条の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付

を受けたときは、同条の決定を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、さいたま市パラリンピック強化指定選手奨励金交付決定取消通知書（様式第3号）により前条の決定を受けた者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第7条 市長は、前条により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。